

付属資料

---

## 1 西東京市健康づくり推進協議会 条例

---

### 第1条 設置

市民に密着したきめ細かい健康づくりの施策を推進し、健康づくりに関する総合的な方策を検討するため、西東京市健康づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

### 第2条 所掌事務

推進協議会は、市長の諮問に応じ、必要な事項を審議し、答申するほか、健康づくりの施策に関して市長に意見を述べることができる。

### 第3条 組織

推進協議会は、委員15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 西東京市民 4人
- (2) 保健、福祉、医療等の関係機関に属する者 9人
- (3) 学識経験者 2人

### 第4条 委員の任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### 第5条 会長及び副会長

推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第6条 会議

推進協議会は、会長が招集する。

2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を

聴くことができる。

#### 第7条 庶務

推進協議会の庶務は、市民部健康課が処理する。

#### 第8条 委任

この条例に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第45号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日条例第43号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 西東京市健康づくり推進協議会 委員名簿

50 音順 ◎委員長 ○副委員長

氏 名	所属団体等
池田 良美	西東京市民生委員児童委員協議会
石井 正彦	西東京市薬剤師会
◎石田 秀世	西東京市医師会 医師会長
○内田 勇	東京陸上競技協会 副会長
大堀 猛	西東京市立 住吉小学校 校長
小林 啓子	東京都多摩小平保健所 地域保健推進担当課長
高梨 昭子	西東京市社会福祉協議会 常務理事
高西 玲子	市民委員
高橋 由喜子	市民委員
田中 紀子	市民委員
永田 靖彦	西東京市医師会 公衆衛生理事
新倉 久市	東京都西東京市歯科医師会 会長
橋岡 孝之介	西東京市医師会 副会長
平田 仁	東京都西東京市歯科医師会 副会長
松永 生子	市民委員

任期：平成 23 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日

### 3 西東京市健康づくり推進プラン検討経過

■健康づくり推進協議会

回数	開催日・場所	議事
平成 23 年度 第 1 回	平成 23 年 9 月 12 日 (月) 西東京市保谷保健福祉センター 6 階 講座室 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康都市宣言の実施報告について</li> <li>健康づくり推進プラン計画実施期間の総合的な評価について</li> <li>平成 23 年度のスケジュールについて</li> </ul>
第 2 回	平成 23 年 11 月 28 日 (月) 西東京市役所 保谷東分庁舎 地下 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の運営について</li> <li>西東京市健康づくり推進プランの概要と健康都市宣言の報告</li> <li>西東京市健康づくり推進プランの平成 22 年度進捗状況</li> <li>市民の健康に関するアンケートの実施状況について</li> <li>健康日本 21 最終評価</li> <li>国や市の動向について</li> <li>次期プラン等策定に向けてのスケジュール</li> </ul>
第 3 回	平成 24 年 1 月 16 日 (月) 西東京市保谷保健福祉総合センター 6 階 講座室 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>西東京市健康づくり推進プラン策定を検討する体制について</li> <li>西東京市健康づくり推進プランの指標について中間結果の報告</li> </ul>
第 4 回	平成 24 年 2 月 10 日 (金) 西東京市保谷保健福祉総合センター 2 階 健診室 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>西東京市食育推進計画について</li> <li>健康都市宣言後の推進体制と取り組みについて</li> <li>市民アンケート調査の結果について分析報告</li> </ul>
第 5 回	平成 24 年 3 月 28 日 (水) 西東京市保谷保健福祉センター 6 階 講座室 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民アンケート調査 (小学 4 年生、中学 1 年生) 結果の報告</li> <li>西東京市健康づくり推進プラン総合評価について</li> </ul>
平成 24 年度 第 1 回	平成 24 年 4 月 27 日 (金) 西東京市保谷保健福祉総合センター 2 階 健診室 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長より、西東京市健康づくり推進プラン次期計画の検討について諮問</li> <li>西東京市健康づくり推進プラン次期計画の策定方法について</li> <li>西東京市健康づくり推進プラン次期計画にあたっての検討課題</li> </ul>
第 2 回 ※	平成 24 年 5 月 22 日 (火) 西東京市保谷保健福祉総合センター 6 階 講座室 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>西東京市健康づくり推進プラン次期計画策定までのスケジュールについて</li> <li>健康日本 21 の動向について</li> <li>西東京市健康づくり推進プラン次期計画にあたっての検討課題</li> </ul>
第 3 回	平成 24 年 9 月 14 日 (金) 西東京市保谷保健福祉総合センター 6 階 講座室 I	<ul style="list-style-type: none"> <li>西東京市健康づくり推進プラン次期計画の骨子について</li> </ul>
第 4 回	平成 24 年 12 月 27 日 (木) 西東京市保谷保健福祉総合センター 6 階 講座室 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 第 2 次西東京市健康づくり推進プラン素案について</li> </ul>
第 5 回	平成 25 年 1 月 28 日 (月) 西東京市保谷保健福祉総合センター 2 階 健診室 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 第 2 次西東京市健康づくり推進プラン案について</li> </ul>
	平成 25 年 2 月 1 日 (金) 市長室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 第 2 次西東京市健康づくり推進プラン案を市長へ答申</li> </ul>

※第 2 回西東京市健康づくり推進協議会及び第 1 回健康づくり推進プラン策定検討委員会

■健康づくり推進プラン策定検討委員会（母子専門委員会・成人専門委員会）

回数	開催日・場所	議事
平成24年度 第1回 ※ ※※	平成24年5月22日（火） 西東京市保谷保健福祉総合センター 6階 講座室2	・西東京市健康づくり推進プラン次期計画策定までのスケジュールについて ・健康日本21の動向について ・西東京市健康づくり推進プラン次期計画にあたっての検討課題
平成24年度 第1回 母子専門委員会	平成24年7月3日（火） 西東京市役所保谷保健福祉総合センター6階 講座室2	・各分野の課題及び取り組み内容について（健康把握、食・栄養、運動・スポーツ）
第1回 成人専門委員会	平成24年7月4日（水） 西東京市役所田無庁舎1階 102 会議室	・各分野の課題及び取り組み内容について（健康把握、食・栄養、運動・スポーツ）
第2回 母子専門委員会	平成24年7月27日（金） 西東京市保谷保健福祉総合センター 6階 講座室2	・各分野の課題及び取り組み内容について（こころ・休養、学び・創造、その他）
第2回 成人専門委員会	平成24年8月3日（金） 西東京市役所田無庁舎1階 102 会議室	・各分野の課題及び取り組み内容について（こころ・休養、学び・創造、その他）
第3回 母子専門委員会	平成24年10月29日（月） 西東京市保谷保健福祉総合センター 6階 講座室2	・市民・地域・行政の取り組みの指標について
第3回 成人専門委員会	平成24年10月31日（水） 西東京市役所田無庁舎3階庁議室	・市民・地域・行政の取り組みの指標について
第4回 母子専門委員会	平成24年11月1日（木） 西東京市保谷保健福祉総合センター 6階 講座室2	・成果目標・総合目標の指標について
第4回 成人専門委員会	平成24年11月7日（水） 西東京市役所田無庁舎3階庁議室	・成果目標・総合目標の指標について
第2回 ※※	平成24年12月21日（金） 西東京市保谷保健福祉総合センター 6階 講座室2	・プランの各指標について

※第2回西東京市健康づくり推進協議会及び第1回健康づくり推進プラン策定検討委員会

※※健康づくり推進プラン策定検討委員会（母子成人合同会議）

■パブリックコメントの実施

実施期間	意見数・人数
平成24年11月15日（木）～12月15日（土）	11件・4人

■市民説明会の実施

	開催日時・会場	人数
第1回	平成24年11月20日（火）イングリビル3F	1名
第2回	平成24年11月21日（水）防災センター6F	1名
第3回	平成24年11月22日（木）谷戸公民館	3名
第4回	平成24年11月25日（日）下保谷児童センター	1名

## 4 用語解説

50 音順

### ○アルブミン

血液中の血清蛋白のひとつで、血液検査で測定されます。アルブミン値が低いと栄養状態の低下が懸念されます。

### ○一般健康診査

西東京市では、18 歳～39 歳で、他で健康診査を受ける機会のない市民を対象に一般健康診査を実施しています。

### ○疫学的調査

人間の特定の集団内を対象に疾病率（疾患率）、死亡率など、健康に関わる事柄・事象の頻度、時間的変動などを統計学的に調査する、疫学研究のための調査です。

### ○エジンバラ産後うつ病自己評価（EPDS）

エジンバラ産後うつ病質問診とは、1987 年にイギリスで開発され、世界の多くの国で使用されている質問形式で今のうつ状態を判断するチェックテストです。合計得点が 9 点以上の時は、うつ状態のシグナルが出ていると考えられています。

### ○介護給付費

1 年間の介護保険給付費の総額のことです。居宅介護サービス費・施設介護サービス費などの介護給付にかかる費用で、半分を保険料、残り半分を公費で賄っています。

### ○介護保険施設サービス

介護老人保健施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設のことです。

### ○活動量計

身に付けておくことでその人の総消費カロリーを測定する健康づくり支援のための商品です。

### ○北多摩北部保健医療圏

東京都が作成する医療計画上では、一次医療圏（住民が日常生活の中で診療を受ける圏域、市町村域とほぼ一致）、二次医療圏（入院治療を主体とした一般的な医療活動が概ね完結する区域）、三次医療圏（救急等高次の医療機能が完結する区域。都道府県とほぼ一致）の 3 つの医療圏域が設定されています。北多摩北部二次医療圏には、西東京市のほか、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市が含まれます。

### ○虚血性心疾患

冠動脈の閉塞や狭窄などにより心筋への血流が阻害され、心臓に障害が起こる疾患の総称です。

### ○居宅サービス

介護保険の要介護認定において「要支援 1～2」または「要介護 1～5」と認定された人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援する各種サービスです。代表的なサービスとして、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）などがあります。

## ○ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

## ○健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。

## ○健康寿命A・B

65歳健康寿命を東京都保健所長会方式では、次のように定義しています。

65歳健康寿命とは、65歳の人何らかの障害のために要介護認定を受ける年齢を平均的に表すものである。

65歳健康寿命(歳) = 65歳 + 65歳平均自立期間(年)

65歳平均余命(年) = 65歳平均自立期間 + 65歳平均障害期間(年)

(65歳平均自立期間=16.1年なら、現在65歳の人何、平均的に16.1年間は介護なく自立して生存するということ。)

「健康寿命A」は障害期間を要介護2以上で算定したもの、「健康寿命B」は障害期間を要支援以上で算定したものです。

		健康寿命A (障害期間=要介護2以上の場合)			健康寿命B (障害期間=要支援以上の場合)		
		健康寿命A (歳)	平均自立 期間A(年)	平均障害 期間A(年)	健康寿命A (歳)	平均自立 期間A(年)	平均障害 期間A(年)
西東京市	男	82.8	17.8	1.8	81.5	16.5	3.1
	女	85.5	20.5	3.8	82.8	17.8	6.5

出典：北多摩北部保健医療圏(注) 保健医療福祉データ集(平成23年版)(平成22年データ)

## ○後期高齢者医療保険

75歳以上の方を対象とした医療制度であり、平成20年4月から実施されています。都内の全ての区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が主体となって運営しています。

## ○合計特殊出生率

合計特殊出生率とは出生力の主な指標で、その年次の年齢別出生率が続くと仮定した場合に、1人の女性が生涯に出産する子供の数を意味しています。

## ○ささえあい協力員

ささえあいネットワークは、平成16年4月から活動を始めています。ささえあい協力員及び協力団体は、日頃の生活や業務の中で可能な範囲で見守り活動を行います。なお、ささえあい協力員は個人、ささえあい協力団体は市内に営業所や活動拠点がある団体が対象です。

## ○死亡率

死亡者数を人口で割ったものが「死亡率」であり、通常人口10万人対で示されます。しかし、高齢になるほど死亡する確率が高くなるため、人口に占める高齢者の割合が高いほど「死亡率」が高くなり、年齢構成の異なる集団間では比較できません。これを改善するため、年齢階級別に分解して日本全体の人口の年齢構成に補正して算出したものを「年齢調整死亡率」といいます。

P7の表「西東京市の死亡数・死亡率」では、人口10万対ではなく、人口千対の死亡率を掲載しています。

$$\text{死亡率(人口千対)} = \frac{\text{死亡数}}{\text{西東京市人口}} \times 1,000$$

## ○歯周病

歯の周りにある歯周組織が歯周病菌に感染することで、歯茎（歯肉）が腫れたり、歯茎から出血したり、最終的には歯が抜けてしまう病気のことです。

## ○歯周ポケット

歯と歯ぐき（歯肉）の間には歯肉溝という“ミゾ”があります。健康な歯ぐきでは、この溝の深さは1～2mm程度ですが、この“ミゾ”にプラーク（歯垢）がたまり、プラークの細菌により歯肉が炎症を起こし腫れていき、“ミゾ”が深くなります。これを歯周ポケットといいます。3mm以上の深さになると病的なものと判断されます。

## ○市民協働推進センター

市民協働推進センターは、市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、市民活動を幅広くサポートし、市民同士、市民と企業、市民と行政など、地域におけるさまざまな主体との組みあわせによる協働の形を生み出していくことを目的とした事業を行っている施設です。

## ○出生率

人口に対する出生数の比率です。P6の表「西東京市の出生数・出生率」では、人口千対の出生率を掲載しています。

$$\text{出生率（人口千対）} = \frac{\text{出生数}}{\text{西東京市人口}} \times 1,000$$

## ○食育アンケート

平成24年11月、児童の食に関する実態、保護者の食に関する意識、食育に関する行政への取り組み等の意見・要望を把握し、26年度以降の食育推進計画の基礎資料とするために市内小学校3校の1年生6年生の保護者を対象に実施したアンケートです。

## ○腎症

糖尿病性腎症は腎臓が糖尿病による高血糖に長年さらされることにより、腎臓の濾過機能を担う糸球体が損なわれる病気です。糖尿病が進行すると腎機能が低下し、現在では糖尿病が人工透析になる第一位の原疾患です。

## ○循環器疾患

循環器の病気は心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患などです。冠状動脈の動脈硬化で起こる心臓病は、心筋梗塞や狭心症などで、虚血性心疾患と呼ばれます。大動脈の硬化は大動脈瘤、大動脈解離、大動脈弁狭窄症の原因となり、閉塞性動脈硬化症や腎血管性高血圧なども動脈硬化を基盤として起こる病気です。

## ○生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺伝子素因、加齢の要因が重なり合って起こる病気で、脂質異常症、高血圧、糖尿病、肥満、高尿酸血症、循環器疾患、肝臓疾患、がん、骨粗しょう症、歯周病等があります。

## ○第1号被保険者

介護保険制度は、満40歳以上の者が被保険者として運営されています。65歳以上を第1号被保険者といい、40歳から65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者といいます。原則として保険者（市区町村又は広域連合）の区域内に住所を有する者を当該保険者の被保険者とします。

## ○地域福祉推進員（ほっとネット推進員）

地域住民が主体となった地域課題の解決や支え合い活動に積極的に取り組み、地域福祉を推進する地域リーダーです。ほっとするまちネットワークシステム充実のための重要な担い手です。

## ○地域密着型サービス

要支援・要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村をさらに細かく分けた日常生活圏域の単位で整備されるサービスです。

## ○低出生体重児

出生時に体重が 2,500g 未満の新生児のことをいいます。体のさまざまな機能が未熟なため、いろいろな合併症を起こしやすくなり、免疫力も弱いため、重症の感染症にかかりやすくなります。なかでも超低出生体重児（1,000g 未満）や極低出生体重児（1,500g 未満）では疾病が高率に起こります。

## ○適正体重

BMI（Body Mass Index）は身長と体重の関係から肥満度を表す体格指数で、肥満や低体重（やせ）の判定に用いられ、次の式で計算します。

$$BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)} \times \text{身長 (m)}}$$

日本肥満学会の定めた基準では 18.5 未満が「低体重（やせ）」、18.5 以上 25 未満が「普通体重」、25 以上が「肥満」で、肥満はその度合いによってさらに「肥満 1」から「肥満 4」に分類されます。一般的に最も病気にかかりにくいのは、BMI が 22 の状態とされています。

## ○特定健康診査

生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、特に内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診として、40 歳～74 歳を対象に実施しています。特定健康診査は医療保険者が実施するもので、西東京市では西東京市国民健康保険の被保険者を対象として特定健康診査を行っています。

## ○特定保健指導

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームまたは予備群と判定された方は、放っておくと生活習慣病が進行していく可能性があります。「動機づけ支援」「積極的支援」など健診の判定の段階にあわせて、個人もしくはグループによる保健指導を 1 回から数回受けて、生活習慣の見直しを考えていきます。

## ○西東京市健康づくり推進協議会

西東京市の保健医療施策を推進するため、さまざまな課題について検討する組織で、関係団体等の委員 15 人（公募市民 4 人を含む）で構成される協議会です。健康づくり推進プランの検討や総合的な評価等の機能もこの協議会が担います。

## ○西東京市健康都市宣言

平成 23 年 8 月に市民共通の願いとして、生涯健康で「一人ひとりが輝き互いに支え合うまち」の実現のために、健康を「人」と「環境」の両面から捉え、市民自らが努力（自助）し、互いに助け合う（共助）とともに、公共とも連携する（公助）ことで、さまざまな分野の協働により「健康都市」をめざすことを宣言しました。キャッチフレーズは、「しゃきしゃき笑顔で健康 西東京市」です。

## ○西東京しゃきしゃき体操

足の筋力や全身の柔軟性、バランス能力の向上を目的に、市の歌「大好きです、西東京」にあわせて行う市のオリジナル健康体操です。市民を対象とした効果測定でも、立ち上がる時の力強さやすばやさ、バランス能力の向上が認められました。

## ○西東京しゃきしゃき体操リーダー

養成講座を受講し、認定試験に合格した方は、しゃきしゃき体操推進リーダーとして、市民グループなどへの体操指導及び普及推進に関する活動などを行います。

## ○西東京市食育推進計画

食育基本法に基づき平成21年3月に策定された計画です。市民、市民活動団体、食と健康に関する専門家、民間事業者、市が、食育への関心を「育む」とともに、行動に変容を生じ、それらを将来にわたり持続していく、「創り、発展していく」動きに重点を置き、食育の輪が広がることを目指めざします。

## ○認知症サポーター

認知症を正しく理解し、地域で生活している認知症の方やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲で支援する人です。

## ○年齢調整死亡率(間接法)

年齢調整死亡率とは、年齢が著しく異なる人口集団の間での死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率等について、その年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用います。年齢調整死亡率間接法とは、地域の人口の階級別割合と全死亡数から計算される指標で、市町村単位等人口規模の小さい場合に用います。

## ○脳血管疾患

脳の血管が詰まる「脳梗塞」、及び脳の血管が切れる「脳内出血」「くも膜下出血」を脳卒中といい、これらに代表される脳の病気の総称を脳血管疾患といいます。

## ○8020運動

1989年(平成元年)より厚生省(当時)と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われてしています。

## ○ファミリー学級

西東京市在住で初めて出産する母親・父親を対象に実施している市の事業です。妊娠中の生活や健康面で大切なことなどについて助産師から話したり、行政サービスに関する情報提供を行うほか、参加者同士の交流機会として実施しています。

## ○肥満傾向数

定期健康診断により、学校医が児童の肥満傾向があり特に注意を要すると判定した件数をいいます。

## ○ふれあいのまちづくり活動者

小学校通学区域を中心とし、西東京市社会福祉協議会がすすめる「住民参加型」のまちづくり活動を行っている人です。

## ○平均寿命

0歳の平均余命を意味しています。全年齢の死亡状況を集約したもので、保健福祉水準の総合的指標として広く活用されています。

## ○ボランティア・市民活動センター

西東京市社会福祉協議会が実施主体となり、ボランティア・市民活動センターを設置・運営しています。ボランティア・市民活動センターでは、相談、情報提供、講習会等を開催し、市民のボランティア活動への理解と参加を広めています。

## ○メタボリックシンドローム

内臓に脂肪が蓄積した肥満(内臓脂肪型肥満)により、血糖値、血圧、血清脂質が糖尿病や高血圧症というように疾病と判断される程、異常ではないが、ある程度高く、それらが重複すると脳卒中や心疾患になる可能性が高くなる状態をいいます。

## ○網膜症

眼球の中にある視神経の膜（網膜）が薄く、弱くなる病気です。糖尿病が進行すると、合併症として糖尿病性網膜症を発症するおそれがあり、失明に至ることもあります。

## ○要支援・要介護高齢者

介護保険制度では、認定審査会が行う要介護認定の結果、「要支援1～2」または「要介護1～5」と認定され場合に介護保険のサービスを受けることができます。

要支援状態とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について、6か月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上若しくは精神上の障害があるために6か月間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいいます。

要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいいます。

## ○予防給付費

1年間の予防給付（要支援1・要支援2と認定された方に対するサービス）の総額のことです。

## ○緑黄色野菜

ほうれん草やにんじん、ブロッコリーなど、カロテンを可食部100g中に600マイクログラム(600μg)以上含む野菜の総称です。

## ○路上喫煙の禁止、歩行喫煙の禁止に関する西東京市での該当地区や取り組み状況

市では、「まちの美化と安全を推進する事業」として、現在、田無駅周辺、保谷駅周辺、西武柳沢駅周辺を「ポイ捨て・路上喫煙防止地区」に指定し、マナーアップキャンペーンなどを行っています。（平成24年10月1日現在）

## ○COPD

慢性閉塞性肺疾患のことです。主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを主訴として緩徐に呼吸障害が進行します。

## ○CPI最大コード

地域歯周疾患指数（CPI）は地域の歯周疾患の状態を示す指標で、数ある歯周疾患の指標のなかでは国内外で最も広く用いられています。専用の探針（プローブ）を用いて、歯肉出血・歯周ポケット・歯石の3指標により、コード0～4の5段階で評価します。口腔内の一部の歯（代表歯）を診査する場合は一般的で、診査した歯の最高コードを個人の代表値とする方法と各コードの部位数で評価する方法の2通りの評価方法があります。

## ○DMFT指数

永久歯の一人平均う歯数です。

## ○HbA1c

過去1～2か月の平均的な血糖の状態をみるものです。

## ○HbA1c（NGSP）値及び（JDS）値

HbA1c（NGSP）値は、国際的に使用されている値であり、2013年4月から健康診査結果でも使われるようになりました。これまでのHbA1c（JDS）値と比べて、およそ0.4%高くなります。

## ○HIV

ヒトの体をさまざまな細菌やウイルスから守る機能を免疫と呼びますが、HIVは免疫の働きを助ける役目を持つTリンパ球やCD4陽性細胞に感染し、破壊するウイルスです。

## ○YAM

20歳から44歳までの骨密度の平均値です。YAMが80%以上を正常とされています。

第2次西東京市健康づくり推進プラン  
平成25年3月

発 行 西東京市 市民部健康課  
〒202-8555 東京都西東京市中町1-5-1  
連 絡 先 TEL 042-464-1311 (代表)